

三・三・一〇九 福岡二谷線

縦覧に供する図面表示のとおり

二 縦覧場所

香川県土木部都市計画課

●香川県告示第百四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項において準用する同法第十八条第一項の規定により香川中央都市計画道路を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成十四年三月十二日

香川県知事 真鍋武紀

一 都市計画の変更に係る土地の区域

（名称）

三・四・一〇九 南条町土器線

縦覧に供する図面表示のとおり

二 縦覧場所

香川県土木部都市計画課

公 告

●香川県公告第百三十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による廃止の届出があったので、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十四年三月十二日

香川県知事 真鍋武紀

一 届出の概要

1 届出者の名称及び住所

株式会社マルナカ

高松市円座町一〇〇一番地

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルナカ豊浜店

三豊郡豊浜町大字姫浜二五二一

3 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

千七十六平方メートル

4 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

〇平方メートル

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日

平成十二年三月五日

二 届出年月日

平成十四年二月二十八日

●香川県公告第百四十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十四年三月十二日

香川県知事 真鍋武紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

木田郡三木町大字平木字北山田一一八〇一、一一八〇一五、一一八一、木田郡

三木町大字井上字東山田一一三四一、一一三五一四、一一三六一、一一三八一、

一一三九、一一四〇及び同地先農道・水路・堤

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

高松市木太町二二六一番地四

朝日住宅株式会社

代表取締役 北川勝美

●香川県公告第百四十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十四年三月十二日